

平成26年度第1回富山県環境審議会 議事録（概要）

1 富山県環境審議会の組織・運営等について

(1) 会長の選出

遠藤俊郎委員が会長に選出された。

(2) 副会長の選出

湯浅純孝委員が第1順位副会長に、楠井隆史委員が第2順位副会長に選出された。

(3) 各専門部会に所属する委員等及び専門部会長の指名

遠藤会長が7つの専門部会に属する委員等と専門部会長を指名した。

(4) 富山県環境審議会運営規程の一部改正について

自然環境専門部会の調査審議事項の追加について一部改正することが決定された。

(委員)

野生動植物の関係と野生生物専門部会との整理は。

(事務局)

野生生物専門部会は、鳥獣保護法が対象としている鳥及び獣について審議いただくため、この分野の専門家に参画いただいている。希少野生動植物は、植物や水生生物又は魚類といった、広い動植物を対象としていることから、そのような分野の専門家に参画いただき、自然環境専門部会で審議いただきたいと考えている。

(部会長)

野生生物専門部会は、鳥や哺乳類のご見識の高い専門家に集まっていたいただいている。一方、希少野生動植物保護条例は植物や魚類なども対象としており、野生動植物のうち特に植物は自然景観の重要な構成要素でもあることから、自然環境という、幅広い分野を所管する自然環境専門部会にて審議してもらえればよいと考える。

(委員)

鳥や獣が希少野生動植物に該当した場合は、野生生物専門部会で審議されるのか。または運営規程第6条に規定される「連合専門部会」を活用するのか。これは意見だが、「野生生物専門部会」は「鳥獣専門部会」などに名称変更したほうがよいのではないかと。

(事務局)

両専門部会に跨る事案が発生した場合は連合専門部会の開催も検討したい。また、名称は、部会の部会長とも相談しながら検討してまいりたい。

2 富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について

<質疑応答なし>

3 富山県希少野生動植物保護基本方針の策定について（諮問）

(委員)

他都道府県と比較し、富山県独自の条文はあるのか。

(事務局)

希少野生動植物保護条例については、富山県を含め 32 県で条例化されている。富山県の条例の特長的な規定としては、第 14 条の販売を目的とした陳列及び広告の禁止があり、富山県以外では京都府のみが規定している。

特に広告は、近年、希少野生動植物を「富山県産」と明示してインターネットで販売する者が増加しており、これを規制することにより、保護の効果を高めたいと考えている。

また、第 34 条の希少野生動植物保護監視員は、従来から保護活動をされている県民との連携が重要と考えており、新たに知事が任命したうえで、監視員として保護活動を行っていただきたいと考えている。

(会 長)

条例の施行は平成 27 年 4 月 1 日からか。

(事務局)

全体の施行日は 27 年 4 月 1 日だが、希少野生動植物基本方針の策定は公布日施行であり、既に施行されている。

(委 員)

県民への周知はどのような方法を考えているか。

(事務局)

昨年度、環境審議会でご審議いただき、「富山県生物多様性保全推進プラン」を策定したところである。プランを周知するなかで、この条例は、生物多様性を守るための強力なツールであると考えている。

今年度は、プランの概略版を作成し、広くイベントや関係箇所へ配布を行う。条例施行後は、希少野生動植物保護監視員にも PR をお願いしたいと考えている。この条例は罰則も規定している。様々な機会を捉えて周知してまいりたい。

(委 員)

今後、具体的な保護の対象を決定すると思うが、スケジュールはどうか。例えばレッドデータは 10 年を目途に見直されているが、決定種の見直しはあるのか。

(事務局)

具体的な種の指定は、基本方針に基づき指定を行うことから、まずは基本方針を定めてまいりたい。種の指定についても、審議会の意見聴取が規定されており、来年の夏頃には審議会から具体的な種の答申をいただき、指定できればと考えている。

また、捕獲等の禁止により回復が進めば、指定の解除もありえるし、種の追加についても、一度に多数の調査は困難なため、順次調査を行い、指定したいと考えている。

(委 員)

種の選定に関して、例えば第 20 条第 4 項では国で定めた種も対象とする事項もあり、積極的で評価できる。国で定めた種は指定しない県もあるようだが、例えばライチョウなどの観察保護を指導できない場合も考えられるため、留意いただきたい。

(委 員)

希少野生動植物種の採取について、条例施行前に栽培、飼育されている個体は、既に個人の私物となるが、条例の規制対象となるのか。また、種の落下や株分けにより増えたもの、いわゆる二次派生したものはどうか。また、国で定めた規定を上回る条例ではないということか。

(事務局)

条例施行前に捕獲し、飼育されている個体は規制の対象外である。二次的に派生されているもの、その後生産された個体についても規制の対象外である。

(会 長)

種は1,000近くあるが。

(事務局)

レッドデータによる希少種889種から選定するが、指定する種は多くはないと考える。この条例は横出し条例であり、捕獲の禁止事項は法律にも規定があるため、条例で新たに規定はしないが、国が指定していない生息地について、県が生息地保護区の指定を行うことはありえる。

4 富山県ニホンジカ保護管理計画の策定について（諮問）

(委 員)

平成16年以降、捕獲数が増加しているが、何か原因があるのか。

(事務局)

明治以前は捕獲の記録があるが、今ニホンジカが本県に増えた理由は不明である。現在、捕獲したシカのDNA調査を行い、他県由来かどうか確認したいと考えている。進入経路がある程度判明したうえで、どういう対策が講じられるか検討してまいりたい。

(委 員)

北海道のエゾジカは原生林の開発により住処を追われ、農家から捕獲され、明治中頃に絶滅寸前となった。また、天敵であるエゾオオカミの食するシカが減ったため、オオカミが今度は家畜を襲い、捕獲の対象となった。本州についても1900年前後にエゾオオカミと同じ頃に絶滅している。ハンターも高齢化が進んでおり、カモシカも増加している。今やらないと農作物の被害は拡大する。ハンターの人材育成も含め早急な対策が必要。

(委 員)

改正鳥獣法が来年の5月に施行されるが、施行前に策定できれば経過措置で例えば5年間は大丈夫なのか、それともすぐに変更が必要なのか。

また、計画は3月末か4月に成立すると思うが、施行前に策定する必要があるのか。

(事務局)

環境省が発出する基本方針に合致していれば、改正法の施行前に策定した計画であっても保護管理計画ではなく法改正後の管理計画としてよい取扱いであると国から説明を受けている。ニホンジカについては管理計画として策定したいと考えている。基本方針

が発出されれば管理計画の策定が可能となるが、現時点では発出時期が未定のため、策定に向けた作業は開始したいと考えている。

5 「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」の制定について（報告）

<質疑応答なし>

6 富山県の環境行政の概要について（報告）

<質疑応答なし>